

指定短期入所生活介護重要事項説明書

社会福祉法人福寿会

ほっとin福寿草

ほっとin福寿草 指定短期入所生活介護

重要事項説明書

1. 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者(法人)の概要について

- (1)事業者(法人)名称 社会福祉法人福寿会
- (2)事業者(法人)所在地 〒990-2332
山形市飯田二丁目7番30号
- (3)電 話 番 号 023-625-5212
- (4)代 表 者 名 理事長 荒 井 寛
- (5)設 立 年 日 平成22年5月25日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所の概要について

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
- (2)事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者の短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3)指定(更新)年月日 平成29年3月28日指定
事業所番号 山形市0670104298号
- (4)事業所の名称 ほっとin福寿草
- (5)事業所所在地 〒990-2332
山形市飯田五丁目1番53号
- (6)電 話 番 号 023-631-1122
- (7)管 理 者 の 氏 名 渋谷 吾郎
- (8)当事業所の運営方針 ご利用者(契約者)一人ひとりの個性と要望を大切にし、ご利用者及びそのご家族とのコミュニケーションと日常生活の中における生活リハビリに努め、ご利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。
- (9)開 設 年 月 日 平成17年6月7日
- (10)営 業 日 年中無休
- (11)利 用 定 員 25人
- (12)通常送迎の実施地域 山形市・上山市
- (13)居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意していま

す。

居室は個室と4人部屋ですが、ご利用にあたってご希望の居室種類をお申し出ください。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。

(14)第三者評価の実施

一定の評価項目について、第三者の目から客観的に見た評価結果をご利用者への説明やインターネットなどで幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うことやサービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者のためになる質の高い福祉の実現を目指すものです。

居室等の種類	室数または面積	設備等
4人部屋	2室	洗面台、電動ベッド、収納家具、ナースコール
個室	17室	洗面台、電動ベッド、収納家具、ナースコール
食堂兼機能訓練室	2ヶ所(2階、3階)	テーブル、椅子等
医務室	1室	医療器具等
静養室	1室	電動ベッド、ナースコール等
浴室	2室	個人浴槽、一般浴槽(共用)、機械浴槽(共用)
便所	7ヶ所	うち車椅子対応 6ヶ所
相談室	1室	デイサービスセンター共有
調理室	1室	デイサービスセンター共有
事務室	1室	デイサービスセンター共有

*上記は、山形市が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備のほか、日常生活のうえで必要な主要な施設・設備です。

*ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定します。

3. 職員の配置状況について

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員の配置については、介護保険の指定基準を遵守しています。

職種	人数	職務の内容
1. 管理者	1名	従業者及び運営の一元的管理

2. 医師	1名(嘱託医)	健康管理、健康相談、療養上の指導
3. 生活相談員	2名(非常勤専従)	相談業務、短期入所生活介護計画の作成、居宅介護支援事業所との連絡調整
4. 看護職員	1名(常勤兼務)	身体状況のチェック、健康管理
5. 介護職員	8名(常勤専従) 4名(非常勤専従)	日常生活上の世話等の介護
6. 機能訓練指導員	1名(常勤兼務)	日常生活動作訓練指導
7. 栄養士	1名(非常勤専従)	栄養管理等
8. 調理員	2名(非常勤専従)	調理提供等

< 主な職員の勤務体制 >

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	午前8時30分 ～ 午後5時30分
2. 医師	毎月第3金曜日
3. 生活相談員	午前8時30分 ～ 午後5時30分
4. 看護職員	午前8時00分～午後5時00分、午前8時30分～午後5時30分
5. 介護職員	早番 午前 7時30分 ～ 午後 4時30分 日A 午前 8時00分 ～ 午後 5時00分 日B 午前10時00分 ～ 午後 7時00分 日C 午前 9時30分 ～ 午後 6時30分 遅番 午後 1時00分 ～ 午後10時00分 夜勤 午後10時00分 ～ 翌日午前 8時00分
6. 機能訓練指導員	午前8時00分～午後5時00分、午前8時30分～午後5時30分
7. 栄養士	午前8時30分 ～ 午後5時30分
8. 調理員	午前6時00分～午後3時00分 午前10時00分～午後19時00分

4. 当事業所が提供するサービスの内容と料金について

(1) 提供するサービスの内容

① 食事

- ・摂取、嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
- ・食事の介助が必要なご利用者に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食やミキサー食等の提供を行います。

②入浴

- ・1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な入浴方法で入浴または清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。

③排泄

- ・介助が必要なご利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換等を行います。

④更衣介助等

- ・介助が必要なご利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。

⑤移動・移乗介助

- ・介助が必要なご利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。

⑥服薬介助

- ・介助が必要なご利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

⑦機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための機能訓練を行います。

⑧健康管理および健康相談・援助

- ・医師と看護職員により、ご利用者の健康管理、健康相談及び療養上の援助を行います。

⑨利用者居宅への送迎

- ・ご利用者の希望により、事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。但し、通常の送迎の実施地域以外からのご利用の場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートル×30円の交通費実費をご負担いただきます。

⑩その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

<サービス利用料金(1日当り)>

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

区分・要介護度		基本単位	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
短期入所生活介護費Ⅰ)	従来型個室	要介護1	645	645円	1,290円	1,935円
		要介護2	715	715円	1,430円	2,145円
		要介護3	787	787円	1,574円	2,361円
		要介護4	856	856円	1,712円	2,568円
		要介護5	926	926円	1,852円	2,778円
区分・要介護度		基本単位	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
短期入所生活介護費Ⅱ)	多床室	要介護1	645	645円	1,290円	1,935円
		要介護2	715	715円	1,430円	2,145円
		要介護3	787	787円	1,574円	2,361円
		要介護4	856	856円	1,712円	2,568円
		要介護5	926	926円	1,852円	2,778円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	13円	26円	39円	1日につき
送迎加算	184	184円	368円	552円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	90円	180円	270円	1日につき(7日間を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18円	36円	54円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担額	基本サービス費 + 各種加算総単位数 × 14.0%			

※ 送迎の利用料金は、送迎を希望される場合にご負担いただく金額です。

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦

お支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ※ 区分支給限度基準額を超える場合や、連続して30日を超える利用日のサービス費用は、全額がご契約者の負担になります。
- ※ 連続30日から60日を超えて利用した場合、30日を超えた日から1日30単位減算になります。また、61日を超えて利用した場合は、61日を超えた日から介護度に応じて1日54単位から56単位の減算になります。
- ※ 緊急入所になった場合は、入所から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間)を限度として、1日につき90単位の負担となります。
- ※ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3)その他の費用について

項目	内容	利用料金
滞在費	従来型の個室の室料および光熱水費(1日当り)	1,500円
	多床室(4人部屋)の光熱水費(1日当り)	600円
食費	食事の提供代および材料費(1日当り)	1,590円 朝食360円 昼食780円(おやつ含む) 夕食450円
通常の送迎の実施 地域外への送迎費	通常の送迎の実施地域を超えてからの費用	1km当り30円
レクリエーション費	レクリエーション・創作活動の材料代等	1か月 100円
理美容費	理容師の出張による理髪サービス	実費
日常生活上、必要となる諸費用	利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用	実費

- ※ 負担限度額認定を受けている方は、上限額が認定証の料金になります。
(負担限度額の料金と事業所の料金を比較して低い方の料金になります)
- ※ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ※ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間	朝食	午前	7時30分
	昼食	午後	0時00分
	夕食	午後	5時45分

(4) 利用料金お支払方法

毎月10日までに前月分をご請求いたしますので、当月20日までに、現金または銀行等振込によりお支払ください。また、ご希望の方は銀行引き落としもあります。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用期間の前に、ご利用者の希望により利用の中止、変更および追加をすることができます。この場合には、サービス実施予定日の前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の2日前の午前11時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をなされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の2日前午前11時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の2日前午前11時までに申し出がなかった場合	欠食となった食事代

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示し協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 当事業所をご利用の際に留意していただく事項

面会	午前8時30分から午後5時30分まで面会ができます。1階事務所前にて面会簿にご記入いただき、ご利用階にて職員へお声がけください
----	---

	い。
居室・設備・器具の利用	居室・設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	喧嘩・暴力・中傷・口論・雑音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持品の管理	所持品は、ご利用者各自の責任において管理していただきます。 尚、所持品は、日常生活品のみとし、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
動物等の持ち込み	事業所内にペットを持ち込むことは禁止します。
宗教活動・政治活動	事業所での他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
禁煙	施設内および敷地内は、禁煙になっております。

6. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられている連絡先へ速やかに連絡するとともに、主治医や協力医療機関または嘱託医師に連絡するなど、適切な措置を講じます。また、夜間帯や緊急時にはショートステイ緊急携帯電話090-8259-3064からの連絡もあります。

7. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷・他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者又はご家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、態様、利用者の心身の状況、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束を廃止するための取り組みを積極的に行います。

8. 非常災害対策について

非常時の対応	別途定める「ほっと in 福寿草 消防計画」に基づき対応を行います。 火災・地震・風水害等に関わる防災計画及び訓練を実施します。
平常時の訓練	別途定める「ほっと in 福寿草 消防計画」に基づき年2回以上夜間および日中を想定した避難訓練を実施します。
消防計画等	防火管理者：齊藤 拓人

9. 協力医療機関について

当事業所は、ご利用者の病状の急変等に対応するため、下記の医療機関と提携しています。

医療法人社団 板垣クリニック	山形市成沢西4丁目4番5号 電話 023-689-9588
-------------------	----------------------------------

10. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けいたします。

(1) 相談窓口

施設内苦情相談窓口	指定短期入所生活介護事業所 ほっと i n 福寿草 電話 (023) 631-1122 受付時間 平日 8:30 ~ 17:30 担当者 管理者 渋谷 吾郎 主任生活相談員 東海林 千佳
第三者委員	法人監事 荒井 安雄 様 (023) 622-5892 法人監事 梅津 佐弘 様 (023) 641-4201
運営適正化委員会	施設で解決できない苦情は、山形県社会福祉協議会に設置されている「山形県福祉サービス運営適正化委員会」に申し立てることができます。 電話: (023) 626-1755 FAX: (023) 626-1770
山形市役所	山形市福祉推進部 介護保険課・指導監査課 電話: (023) 641-1212 (代表) 時間: 平日 8:30 ~ 17:15
上山市役所	上山市健康推進課 高齢介護係 電話: (023) 672-1111 (代表) 時間: 平日 8:30 ~ 17:00
国民健康保険団体連合会	国民健康保険団体連合会 電話: (0237) 87-8006 (苦情・相談専用) 時間: 平日 9:00 ~ 16:00

(苦情受付・解決の流れ)

- ① 苦情受付
- ② 苦情受付の確認・報告
- ③ 苦情解決に向けての話し合い・解決策の提示
- ④ 苦情解決の記録・報告
- ⑤ 解決結果の報告

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護の提供開始に当たり、本書面に基づいて重要事項について説明しました。

<事業者> 住 所 山形市飯田五丁目1番53号
名 称 社会福祉法人福寿会
ほっとi n福寿草

責任者 管 理 者 渋 谷 吾 郎

説明者 生活相談員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護提供開始に同意します。

<利用者> 住 所
氏 名

<署名代行者> 住 所
氏 名

<身元引受人> 住 所
氏 名